

別表（第3条関係）

◎バスツアー

区分	補助対象事業	必要書類	補助金額	補助金の 限度額
酒蔵訪問	鹿島市内にある次の自社製造酒蔵5軒のうち1軒以上を訪問し、酒蔵見学や土産品購入が可能なツアー等 矢野酒造、馬場酒造場、幸姫酒造、富久千代酒造、光武酒造場（肥前屋含む）	別に定める利用証明書（様式第7号）	ツアー等参加者1人当たり5,000円又は旅行代金の半額のいずれか低い額とし、バス1台につき上限100,000円	同一ツアー等 当たり 500,000円
市内観光施設等	あらかじめ市長の承認を受けた鹿島市内の観光施設等（次に掲げる観光消費を伴う施設が望ましい。）を1カ所以上訪問するツアー等 ・土産品購入が可能な観光施設 （道の駅鹿島、祐徳門前商店街等） ・有料体験が可能な施設 （道の駅鹿島、誕生院等）	別に定める利用証明書（様式第7号）		
食事利用 宿泊 特産品の購入	(1) 鹿島市内の飲食店、土産品購入（道の駅鹿島・祐徳門前商店街等）、宿泊及び有料体験施設（道の駅鹿島、誕生院等）等の観光消費を伴う施設において、1人当たり（未就学児は除外）2,000円（税別）の消費を行うツアー等 (2) あらかじめ市長の承認を受けた鹿島市内で生産販売されている特産品等を、1人当たり（未就学児は除外）2,000円（税別）以上購入し参加者に提供するツアー等	別に定める利用証明書（様式第7号）又は領収書等（1人当たりの単価が分かるもの）の写し		

備考 ①市内での滞在時間が2時間以上であること。

②事業計画書提出日から6月以内に催行され、補助金の交付の決定に係る年度の3月31日までに催行したものであること。

③旅行者等において新型コロナウイルス感染症対策を講じたものであること。

④バスツアーは行程の全部又は一部として、バスを使用した周遊であり、鹿島市外発着であること。

⑤バスツアーに限り募集資料には鹿島市の観光地の写真を使用すること。

⑥その他の補助金の交付を受けていないこと。